

静情審第4号  
平成15年4月23日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会長 小野 森 男

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成14年11月15日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の事業者に係る電話記録関係文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第119号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県情報公開条例第 15 条第 1 項に規定する第三者から異議申立てがされている平成 13 年 4 月 5 日受信の電話口頭記録用紙の一部を開示する決定について、当該公文書に記載されている情報で同条例第 7 条第 2 号に該当する個人の氏名を除く部分は、同条第 3 号には該当せず開示するとした静岡県知事の決定は、妥当である。

### 2 異議申立てに係る経過

(1) 平成 14 年 8 月 15 日、静岡県知事(以下「実施機関」という。)は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定に基づき、「特定の事業者に係る年間及び月別の静岡県知事届出(特殊肥料)生産量等報告書」及び「特定の事業者の特殊肥料の実績表示基準の変更に伴う変更届及び正式受理までに至る一連の書類」の開示請求(以下「本件請求」という。)を受け、当該開示請求書を受理した。

(2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「静岡県知事届出(特殊肥料)生産量等報告書(13 年 1 月～12 月)」、「平成 12 年 9 月 30 日付け特定の事業者の特殊肥料生産事業廃止届出書」及び「平成 13 年 4 月 5 日受信の電話口頭記録用紙(研究調整室作成)」(以下「本件開示請求に係る公文書」という。)を特定した。

(3) 本件開示請求に係る公文書には第三者に関する情報が含まれているため、実施機関は、平成 14 年 8 月 29 日、当該第三者に意見照会を行うとともに、同月 30 日、開示請求者に開示決定等の期間延長を通知した。

(4) 平成 14 年 9 月 5 日、実施機関は、当該第三者から反対意見書を受理した。

(5) 平成 14 年 9 月 18 日、実施機関は、本件開示請求に係る公文書のうち、特定の個人を識別できる情報は条例第 7 条第 2 号に該当するとの理由で非開示とし、その余は開示するとした部分開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、開示請求者に通知するとともに、反対意見書を提出した第三者に開示決定した旨を通知した。

(6) 平成 14 年 9 月 27 日、反対意見書を提出した第三者は、本件処分のうち「平成 13 年 4 月 5 日受信の電話口頭記録用紙(研究調整室作成)」(以下「本件公文書」という。)の部分開示を不服として行政不服審査法第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同日、実施機関はこれを受理した。また、実施機関は、同年 10 月 2 日、異議申立人に異議申立ての補正を命じ、同月 10 日、補正書を受理した。

(7) 実施機関は、本件公文書のうち、研究調整室の対応欄に記載された 2 行目から 9 行目までの部分及び 17 行目から 24 行目までの部分で個人の氏名を除く部分を異議申立てに係る部分として、平成 14 年 11 月 15 日、条例第 19 条の規定に基づき静岡県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立てに係る部分は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

当該情報は、生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等

の競争上の地位を害すると認められるものに該当する。

また、現在、異議申立人は福田町と係争中（民事調停中）であり、異議申立人として確認されていない事項が記載されているため、開示されることにより、その取引材料として利用される可能性を有するなど、同調停結果に重大な影響を及ぼすおそれがある。

さらに、汚泥堆肥の原料及び生産工程を無断で変更したことやその旨を実施機関へ報告したということはなく、異議申立てに係る部分には、事実と異なる記述がされている。

以上のことから、異議申立てに係る部分は、異議申立人が認識している事実と異なるため、公にされることにより、異議申立人があたかも違法行為を行っているようにとられることは心外であり、この結果、「異議申立人が処分対象」といった風評が発生する。

#### 4 実施機関の主張要旨

異議申立てに係る部分は、主として研究調整室が把握した事実に基づき肥料取締法に基づく行政指導の経緯を記載したものである。

当該情報は、異議申立人が特殊肥料生産事業廃止届及び同生産業者届出書を提出した際の経緯が記載されてはいるものの、技術、販売、営業等に関する情報は含まれておらず、他者に知られることにより、法人等の競争上の地位を害するとは認められない。

異議申立人は、事業者が把握していない事項は、直ちに条例第7条第3号が定める非開示情報である「事業活動情報」に該当すると主張するが、事業者が把握していない情報が直ちに「事業活動情報」に該当するわけではない。

異議申立人は、汚泥堆肥の原料及び生産工程を無断で変更したこと、その旨を実施機関へ報告したことはなかったと主張するが、平成12年8月11日付けで福田町住民から研究調整室へなされた異議申立人が製造する特殊肥料に関する照会に回答するため、研究調整室の担当者が異議申立人に対し事実関係を照会したところ、異議申立人から平成9年1月31日に実施機関が受理した特殊肥料生産業者届出書に記載された原料が本格的に操業した平成10年6月から変更されていたとの申出がなされた。このため、平成12年8月22日に異議申立人の開発部長が来庁した際に、研究調整室の担当者が同肥料の廃止届及び新規の特殊肥料生産業開始届の提出を指導した。また、この申出を踏まえて、平成12年9月28日に異議申立人の専務取締役及び開発部長が届出の取扱いについて相談するため来庁した際にも異議申立人の担当者は当初の届出書にコーヒーかすが含まれていたため、改めて届け出し直す必要があるとは知らなかったと述べている。さらに、異議申立人は、来庁後に汚泥堆肥の廃止届とコーヒーかすの新規生産届を実施機関へ提出しており、このことを裏付けるものである。

異議申立人は、公害防止協定の遵守を求める福田町との間で民事調停中であるため、開示内容が同調停の結果に重大な影響を及ぼすおそれがあると主張しているが、係争中の案件に重大な影響を及ぼすおそれがあることを主張するのみであり、異議申立人にとってどのような利益を損なうおそれがあるかを説明していない。係争中であることのみをもって当該情報が非開示となるものでもない。

したがって、当該情報は、経営方針、経理、人事管理に関する情報その他通常法人等の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等の自治に対する不当な干渉となるものでもない。

以上のとおり、当該情報は条例第7条第3号には該当しない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件公文書の内容

本件公文書は、異議申立人が実施機関へ提出したのではなく、実施機関が異議申立人から提出を受けた「特殊肥料生産業者届出書」の受理に当たって、肥料取締法に基づく行政指導の経緯等を記載したものである。

前述のとおり、本件公文書は異議申立人が実施機関へ提出したものではないが、異議申立人に関する情報が記載されていることから、異議申立てに係る部分は第三者に関する情報として、非開示情報該当性を判断する。

### (2) 条例第7条第3号（事業活動情報）該当性

条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。

まず、異議申立人が主張している汚泥堆肥の原料及び生産工程を無断で変更したこと、その旨を実施機関へ報告したことはなかったという点について検証する。

当審査会は、汚泥堆肥の原料及び生産工程を無断で変更したこと、その旨を実施機関へ報告したことはなかったか否かを確認するため、実施機関、異議申立人の双方に当該情報が事実であること又は事実でないことを明らかにするよう資料の提出を求めた。

実施機関の主張及び提出資料によれば、平成12年8月11日付けで福田町住民から研究調整室へなされた異議申立人が製造する特殊肥料に関する照会に回答するため、研究調整室の担当者が異議申立人に対し事実関係を照会したところ、異議申立人から平成9年1月31日に実施機関が受理した特殊肥料生産業者届出書に記載された原料が変更されていたとの申出がなされ、このことは福田町住民への回答を起案した公文書の余白に記載されている。また、この申出を踏まえて、平成12年9月28日に異議申立人の専務取締役及び開発部長が届出の取扱いについて相談するため来庁した際に、異議申立人の担当者は、当初の届出書にコーヒーかすが含まれていたため、改めて届け出し直す必要があるとは知らなかったと述べており、このことは来庁記録に記載されている。さらに、異議申立人は、来庁後の平成12年9月30日に汚泥堆肥の廃止届、平成13年3月19日にコーヒーかすの新規生産届を実施機関へ提出していることが認められる。

これに対し、異議申立人が平成12年9月30日まで当初の届出書に記載された原料により肥料を生産していたことを証するものは、異議申立人から提出されてはいない。

そうであるとすれば、上記異議申立人の主張は根拠がないものであるといわざるを得ない。

次に、異議申立人は、本件公文書には自らが確認していない事項が記載されているため、開示されることにより、事業活動に支障を及ぼすおそれがある旨主張するが、

当該情報が確認されていないことのみをもって、直ちに同号に該当するわけではなく、次のア又はイに掲げるおそれがあるかどうかで判断することとなる。

ア 競争上の地位を害するおそれ

本件公文書には、異議申立人の生産技術上、販売上、営業上のノウハウに関する情報は記載されていない。したがって、本件異議申立てに係る部分が公にされ他者に知られることで、異議申立人の競争上の地位が害されるとは考えられない。

イ 権利、正当な利益を害するおそれ

まず、異議申立てに係る部分が公にされることにより、異議申立人の信用又は社会的評価が損なわれるかどうかについて検討する。

異議申立てに係る部分は、主として研究調整室が把握した事実に基づき肥料取締法に基づく行政指導の経緯を記載した情報であり、その内容もこれまでの事実経過であって、異議申立人に対する評価が記載されているものではない。したがって、異議申立てに係る部分が公にされることにより、異議申立人の信用又は社会的評価が損なわれるとは考えられない。

次に、異議申立てに係る部分が公にされることにより、現在、異議申立人と福田町との間で行われている民事調停に重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかについて検討する。

異議申立人は、異議申立書の中で、異議申立てに係る部分が公にされることにより、現在、福田町との間で行われている民事調停に重大な影響を及ぼすおそれがあると主張するが、異議申立書の補正書及び意見書においても、そのおそれについての具体的な説明は何らなされておらず、平成15年2月18日に行われた異議申立人の意見陳述においても具体的な説明はなされなかった。異議申立てに係る部分が公にされることにより、福田町との民事調停に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めることはできない。

これらのことからすれば、異議申立てに係る部分が公にされることにより、異議申立人の権利、正当な利益が害されるおそれがあるとはいえない。

以上のことから、異議申立てに係る部分は条例第7条第3号には該当しない。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## (別記)

年 月 日	処 理 内 容	審 査 会
平成 14 年 11 月 15 日	諮問を受けた。	
平成 14 年 11 月 21 日	異議申立人に実施機関から提出を受けた意見書の写しを送付し、意見書の提出を求めた。	
平成 15 年 1 月 15 日	異議申立人から実施機関の意見書に対する意見書を受理した。	
平成 15 年 1 月 17 日	実施機関へ意見書を送付した。	
平成 15 年 1 月 28 日	実施機関から意見書を受理した。	
平成 15 年 1 月 30 日	審議、第二部会へ付託 第二部会において審議	第 145 回
平成 15 年 2 月 14 日	実施機関からの意見書を異議申立人へ送付した。	
平成 15 年 2 月 18 日	異議申立人から意見陳述を聴取した。 第二部会において審議	第 146 回
平成 15 年 2 月 19 日	異議申立人及び実施機関へ資料の提出を要求した。	
平成 15 年 2 月 28 日	実施機関から資料を受理した。	
平成 15 年 3 月 18 日	第二部会において審議	第 147 回
平成 15 年 4 月 23 日	第二部会において審議し、答申案を本会へ報告 審議（答申）	第 148 回

## 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 文化政策学部文化政策学科長	第 145 回、第 148 回
大村 知子	静岡大学 教育学部教授	第 148 回
小野 森男	弁護士	第 145 回、第 148 回
田中 克志	静岡大学 人文学部教授	第 145 回～第 148 回
矢野 正子	藍野大学設立準備委員	第 145 回～第 148 回
山中 崇弘	静岡新聞社 常務取締役	第 146 回～第 148 回